

# 「第8期計画策定に向けて」 ～国の基本指針（案）～

# 1. 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

## (1) 要介護者等地域の実態の把握

- ① 2040年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計し、2040年を見据えた中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえて計画を策定すること。
- ② 個人情報への取扱いにも配慮しつつ、国から提供された介護レセプトや介護認定情報などのデータ活用促進を図るための環境整備を進めていくことが求められる。
- ③ 介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を計画に定めることが望ましい。

## (2) 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

- ① 計画の検討、立案及び推進は、庁内一丸となって取り組むよう努めることが望ましく、企画・総務部局、交通部局などの関係部局と連携状況を計画に示すことが重要
- ② 市町村の様々な取組の達成状況を評価し交付される、保険者機能強化推進交付金等を活用した取組について計画に示すことが重要
- ③ 県と連携しながら、個々の申請様式等や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化の取組を計画に示すことが重要
- ④ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、設置状況やこれらの利用者の居宅サービス等の提供状況等の情報を積極的に把握するなど、県との連携強化の内容等について計画に示すことが重要

### (3) 2025年度の推計及び第8期の目標

第8期の保険料などに加え、2025年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準を推計する。さらに、介護サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量は2040年度についても推計する。

### (4) 他の計画との関係

- ① 市町村地域福祉計画において重層的支援体制整備事業を位置づける場合は、重層的支援体制整備事業実施計画との整合性に留意するとともに、地域支援事業の量の見込みについては、重層的支援体制整備事業における介護に係る事業分を含めて見込むこと。 ※重層的支援体制整備事業  
→ 令和2年の社会福祉法の改正において、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できる事業を創設
- ② 災害時に備えた連携した取り組み等を定める場合には地域防災計画との調和に配慮すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取り組み等を定める場合には新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮すること。
- ④ 認知症施策においては、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要であり、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日)を踏まえて取り組むよう努めること。

## 2. 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

### (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種種類ごとの量の見込み

サービスの量の見込みを定める際には、サービス利用に際した地域間の移動や住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案すること。

### (2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

- ① 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めること。
- ② 介護予防・生活支援サービス事業（「第1号事業」をいう。）の対象者については、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても対象とすることが可能となることに留意すること。
- ③ 一般介護予防事業について、幅広い医療専門職の関与を得ること、また、住民運営の通いの場などの総合事業に基づく事業等と連携しながら推進することが重要
- ④ 住民運営の通いの場に参加する高齢者の割合について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい。

### (3) 要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要であり、リハビリテーションに関する目標の設定に当たっては、国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施策の検討の参考とし、計画に示すことが重要

### 3. 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

#### (1) 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

- ① 在宅医療・介護連携の推進について、市町村による看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取組を進めていくことが重要
- ② 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者に対する保健事業と一体的に実施するよう努めることとされ、計画に具体的に示すことが重要

#### (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの介護サービスについて、サービス需要の成熟化が見込まれる地域においても、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要であるが、県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を行うことも必要

#### (3) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

介護予防・生活支援サービス事業（「第1号事業」をいう。）のサービス価格について、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、国が定める額を上限ではなく目安とすることとし、市町村においては、国が定める目安の額を勘案して具体的な額を定めることとする。

## (4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

- ① 業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、地域医療介護総合確保基金(県)を活用した介護分野のICT導入を進めていくことが重要であり、3年間での導入事業所数などの数値目標を設定していくことが望ましい。
- ② 都道府県が中心となり、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保などの取り組みについて情報交換や協議を行う介護体を設け、市町村も一体となって介護現場革新に取り組むことが重要
- ③ 市町村は地域のモデル施設(県が育成・整備)の取組を地域内の介護施設等へ周知することによって、都道府県と連携しながら介護現場革新の取組の横展開を進めることが重要
- ④ 都道府県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要
- ⑤ 介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めることが重要

## (5) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価

- ① 今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの機能や体制の強化を図ることが必要
- ② 保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の配置に取り組むことに加えて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要

- ③ 地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要
- ④ 業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、適正な介護予防マネジメント費の設定等により、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、必要な外部委託を行いやすい環境整備を進めていくことが重要

## (6) 認知症施策の推進

- ① 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）に基づき、普及啓発、予防、認知症バリアフリーの推進などの取組の各年度における具体的な計画を定めることが重要
- ② 教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的に連携した取組を計画記載するなど、市町村の関係部門と連携しながら、総合的に推進する内容とすることが重要

## (7) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数

- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を計画に記載するよう努めること。
- ② 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等(県への情報提供)により質の確保を図ることが重要

## (8) 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

指定介護療養型医療施設の廃止期限(2023年度末)までに介護医療院への移行等が確実に行われるよう、より早期の意思決定を支援していくことが極めて重要

## (9) 災害に対する備えの検討

- ① 日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要
- ② 介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要である。

## (10) 感染症に対する備えの検討

- ① 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要
- ② 介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要



## 4. その他の主な制度変更等

### (1) 保険者機能強化推進交付金等の見直し

例年、国からは、当該年度にならなければ配分額が示されないが、令和3年度分については、当初予算編成に間に合うよう、令和2年11月を目途に配分額が示される予定

※保険者機能強化推進交付金等

→ 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金から構成され、各自治体の介護保険事業の取組状況を評価指標で評価し、評価結果に応じて交付される。交付金は、市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止・健康づくりの取組等に活用できる。

### (2) 介護給付費財政調整交付金（国）の見直し

算定方法について、後期高齢者の加入割合の違いに係る調整について、要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直しが行われる。見直しにより調整交付金の交付額が増加する保険者においては、給付費適正化主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）の実施を求めることとし、令和2年度以降、3事業以上実施していない保険者については、今般の見直しによる増加分の5%を減額することを予定している。

※介護給付費財政調整交付金(国)

→ 「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階(1～9段階)別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されるもの。

### (3) 令和3年度介護報酬改定

介護報酬改定は3年ごとに行われ、令和3年度介護報酬改定に向けては、本年3月16日より、社会保障審議会介護給付費分科会において議論が行われている。今後、本年中に分科会において基本的な考え方の整理・とりまとめが行われ、本年度末に報酬告示の改正等が行われる予定である。

### (4) 在宅医療・介護連携推進事業の見直しについて

- ① 現状規定する8つの事業について、PDCA サイクルに沿った取組を更に実施できるよう、以下の考え方で介護保険法施行規則等を見直す。
  - ◆ 現状分析や課題把握、企画・立案等に関する事業を整理し、趣旨を明確化する
  - ◆ 地域の実情に応じた取組が可能となるよう、事業選択を可能に
  - ◆ 他の地域支援事業に基づく事業と連携し実施するよう明確化
- ② 国から示す手引き等の中で、以下の内容を明確化する。
  - ◆ 認知症施策や看取りに関する取組を強化すること
  - ◆ 都道府県による市町村支援の重要性(医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等)
- ③ PDCA サイクルに沿った取組を後押しできるよう、評価項目例を示す予定

### (5) 要介護認定の見直し

令和3年4月1日からは、介護保険法施行規則を改正し、更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能とすることを予定している。